



府 食 第 2 5 2 号

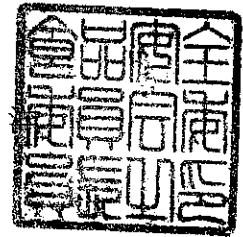
平成 31 年 4 月 16 日

農林水産大臣

吉川 貴盛 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤



食品健康影響評価について（回答）

平成 31 年 4 月 9 日付け 30 消安第 6111 号 - 2 により農林水産省から食品安全委員会に対し意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、飼料添加物であるアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正することについて、下記のとおり回答します。

記

飼料添加物アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンについては、平成 31 年 3 月 26 日付け府食第 180 号で通知した「家畜に使用するテトラサイクリン系抗生物質に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価」において、当該飼料添加物が家畜に使用された結果として薬剤耐性菌が選択され、食品を介してヒトが当該薬剤耐性菌に暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると評価している。

今回意見を求められた改正は、家畜に使用することにより人の健康への影響が懸念される飼料添加物について、飼料添加物としての指定の取消しに伴いその基準及び規格を廃止するものであることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれではなく、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。